

障がい者（児）の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和

1. 支援の内容

補装具，日常生活用具が必要な被災者に対し，耐用年数等にかかわらず，補装具・日常生活用具を給付します。

2. 対象者（要件等）

当事業で給付を受けた補装具・日常生活用具が，災害により亡失・毀損等となった給付対象者

3. 申請に必要なもの

印鑑，身体障がい者手帳，り災証明書（市で確認できる場合は不要），マイナンバーほか

4. 申請窓口

障がい福祉課支援給付担当（TEL）084-928-1063（FAX）084-928-1730

松永保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-930-0410

北部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-976-8803

東部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-940-2572

神辺保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-962-5005

新市支所保健福祉担当（TEL）0847-52-5515

沼隈支所保健福祉担当（TEL）084-980-7704

鞆支所（TEL）084-982-2660

内海支所（TEL）084-986-3111

芦田支所（TEL）084-958-2511

加茂支所（TEL）084-972-3111

水呑分室（TEL）084-956-1011

熊野分室（TEL）084-959-1236

山野分所（TEL）084-974-2001

【問い合わせ先】

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課 支援給付担当
（TEL）084-928-1063 （FAX）084-928-1730